

史蹟名勝天然紀念物保存法案特別委員會會議事速記録第一號

委員氏名

委員長
副委員長

服部 一三君	子爵大給
近孝君	子爵松平
乘長君	黑岡
帶刀君	男爵阪谷
芳郎君	岡田
良平君	水野
三宅 秀君	三宅
萬助君	土田

大正八年三月十一日(火曜日)午前十時十六分開會

○委員長(服部一三君) ソレデハ是カラ會議ヲ開キマス、
内務大臣が御出席ニナリマシタデ、御質問ガアリマスレバド
ウ御質問ヲ願ヒマス

○三宅秀君 本案ハ我々ガ提出イタシマシタノデアリマス
ルガ、主務大臣ノ御考ハドンナモノデゴザイマセウカ、會デハ
大臣ノ地位デアラシヤラス時分ニ、御精神ハ能ク拜承シテ
居リマスレドモ、本案ニ對スル主務大臣ト御成リニナ
タ所デノ御意向ハ如何ナモノデアリマセウカ、本案ヲ提出ス
ルマデニハ實ハ御迷惑ニナリサウナ廉ハイロノ評議ノ上除
イテゴザイマスルノデアリマスルカ、莫ハクハ之ヲ意味ニ付
テ精シイコトハ申上ゲヌデモ會テ御承知ノ事柄デゴザイマ
スルカラ、法律トシテ御發布ニナリマスルコトハドウ云フ御考
デゴザイマセウカ、大體ニ付テ伺ッテ置キタイノデゴザイマス
○國務大臣(床次竹二郎君) 拜見イタシマシタガ、大體
ニ付テハ御同意ヲ申上ゲマス、逐條ノ審議ニ付テハ若シ又
或ハ御相談ヲ願フコトガアルカモ知レマセヌガ、大體ハ御同
意ヲ申上ケマス

○三宅秀君 此文書中ニハ見エテハ居リマセヌケレドモ、
第一條デゴザイマスル「内務大臣之ヲ指定ス」トゴザイマス
ルカラシテ、此内務大臣ノ御指定ニナリマスル前ニ彼ノ古
社寺保存會ノ如キモノガ、是非トモ内務大臣ノ御諮詢ニ
與ルベキ委員ノ組織ノヤウナモノガ要ララウト存ジマスガ、
其邊ノ所ハ大臣ノ方デ御考ガ決テ居リマスルモノデゴザイ
マスカ、如何デゴザイマセウカ、但シ之ヲ委員等ヲ組ンデ本
法ヲ御實行ニナリマスル方ノコトハ命令ヲ以テ之ヲ定ムト
ゴザイマスルカラ、本年カラ出來マスカ、來年カラ出來ルカ
知レマセヌケレドモ、本員等ノ望ミス所ハ本法ガ兩院ヲ通
過イタシテ御實行ニナリマスルト同時ニ、此委員ノヤウナモ

ノヲ組織ニナルコトモ一日モ忽セニ出來ヌ事柄ト思フノデ
アリマス、大臣ハ其邊ノ所ハドウ云フモノデゴザイマセウカ、
重ネテ御伺ヒ致シマス

○國務大臣(床次竹二郎君) 唯今ノコトモ至極御尤モ
ノ御注意ト考ヘマス、成ルベクサウ云フコトニ取計ヒ致シマ
ス、何レ此法案執行ニ付テハ來年度カラ幾分國庫ノ費用
モ要スルコトタラウト思ヒマスガ、其邊ハ能ク大藏大臣ト協
議ヲ致シマシテ、兎モ角來年度ハ初年度ノコトデゴザイマ
スルカラ、殊ニ又議會モ末期ノコトデ財政ノ方ガドウ云フ都
合ニナリマスルカ、出來得ルダケ相談ヲ致シマシテ、施行ニ
差支ナイヤウナコトニ致シタイモト思ッテ居リマス

○委員長(服部一三君) 内務大臣ニ御質問ノコトガアリ
マスルナラバ、此際ドウ御聽キヲ願ヒマス、大臣ハ外ニモ
御臨ミニナルベキ委員會ガアルヤウデアリマスカラ……

○水野鍊太郎君 唯今三宅サンノ御質問デ内務大臣ノ御
答辯ガアリマシテ、大體御趣意ハ分リマシタガ、此法案ガ兩
院ヲ通過イタシマスレバ成ルベク早ク實行スルコトガ最モ必
要ト考ヘマスガ、之ヲ施行スルニ當リマシテ第一ニ史蹟名
勝天然紀念物ノ調査ト云フコトガ一番必要ナ點ト考ヘマ
ス、此調査モ一日早ケレバ一日早イダケノ利益ガアルノデ
アリマスガ、成ルベクハ來年度カラ少クモ調査ダケニハ從事
シテ戴キタイト思フノデアリマス、ソレハ調査ニ掛リマシテモ、
先ホド三宅サンノ御質問ノヤウニ相當ニ費用モ要ルコトデ
アラウト思フノデゴザイマス、此法案ガ通過イタシマスレバ通
過ト伴ヒマシテ調査會ト云フヤウナモノヲ設ケネバナルマイ、
ソレニハ相當ノ費用モ要ル、相成ルベクハ追加豫算ニシテ
來年度ニ其費用ダケノ御提出ヲ願ヒタイト思フノデアリマ
スガ、ドウカ内務大臣モ其意ヲ諒セラレマシテ、出來ルダケ
ノ一ツ御盡力ヲ願ヒタイト思ヒマス、如何デゴザイマセウカ
○國務大臣(床次竹二郎君) 唯今ノコトハ出來ルダケ盡
力ヲ致シマセウ、付キマシテ調査ノ費用ナゾニ付テ御提案
者ノ方デ是マデ御調ベニナッタコトガアリマスレバ、ソレハ參
考ニ頂戴イタシテ置キタウゴザイマス

○委員長(服部一三君) 内務大臣ニ御質問ハモウゴザイ
マセウカ
〔別ニアリマセヌ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(服部一三君) ソレデハ今御臨席ノ際ニ一口私
ノ希望ヲ御參考ニ述ベテ置キタウゴザイマスガ、此調査ニ付
キマシテハ御承知ノ通り唯今ハ地方ニ依リマスト云フト史

談會トカ歴史調査會トカ云フヤウナモノヲ有志ガ組織シテ
居リマシテ、隨分有力ナル人ガ骨折ッテ居ル所ガアルノデゴ
ザイマス、ソレデ總テ斯ウ云フモノハ史蹟ニ關係シテモ其他
ノコトデモ、發見者、取調者ト云フモノノ名譽ヲ成ルベク保
存スルヤウニ、名譽ガ消エヌヤウナコトガ必要デアリマスルガ
故ニ、此取調ノ際ニモ成ルベクサウ云フ人ガ能ク働イテ取
調ヲシテ呉レルヤウナ方法、活キタ方法ガ用ヒラレルコトヲ
希望スルノデアリマス、ソレデ「當該吏員」トアリマスル文字
モ、是ハ提出者ノ……發議者ノ意見デハ役人バカリデハナ
イ、矢張り今ノヤウナ有志デモ囑託ヲ受ケタ者ハ今ノ吏員デ
アルト云フ解釋ダサウデアリマスカラ、ドウカサウ云フ風ニシ
テ民間ノ有志デモ此事ニ働クコトノ出來ルヤウニナルコト
ヲ希望イタシマス、是ダケ私ハ唯御參考マデニ申上ゲテ置キ
マス……ソレデハ内務大臣ハ御忙シケレバモウ他ノ方ヘ御
出デニナツテモ宜シウゴザイマセウネ、皆サンマダ御出デヲ願
ヒマスカ

〔別ニ質問アリマセヌ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(服部一三君) ソレデハドウ致シマセウカ、各條
之ヲ議スルコトニ致シマスガ、ドウ致シマス

○三宅秀君 一通リソレハアッタ方ガ宜シカラウト存ジマス
ガ、我々提案者ハ能ク盡シテ居ル積リデゴザイマスガ、併
シ……

○子爵大給近孝君 私大體拜見イタシマシタケレドモ、別
ニ何ハアリマセヌカラ、如何デゴザイマスカ一括デ以テ……
○委員長(服部一三君) 皆サンドウデゴザイマスカ、一括
シテサウ云フ御説……

○政府委員(山縣治郎君) 此法案ヲ拜見イタシマスト一
二ノ點ハ修正ヲ加ヘタ方ガ宜クハナイカト思フ點モアリマス
ガ、ソレニ付テ述ベテ見テ宜シケレバ述ベマスシ、又此委員
會ガアト一回カ二回繼續イタシマスナラバ又懇談ノ機會モ
アリマセウカラ、今述ベタ方ガ宜シウゴザイマセウカ、ドウ致
シマセウカ

○委員長(服部一三君) 如何デゴザイマスカ
○三宅秀君 我々ガ望ミマス所ハ、餘リ委員會ヲ數回重
ネラナイデ急ニ決マルコトヲ欲シマスガ、併シ我々提出者
ト致シテ見マスト修正シタ方ガ政府ニモ都合ガ宜イ、ソレハ
實行上都合ガ宜イヤウナ所ガアリマスルナラバ我々ノ編成
シタ法案ニ對シテ其筋ノ御氣付ノコトモアラウト思ヒマスガ
ラソレヲ伺フノガ必要カト思ヒマス、餘リ一括シテ可否ヲ決

スルノモ輕卒過ギハシナイカト思ヒマス、サウカト申シテ數回會ヲ重ネテ決スルト云フコトモ困難シマスカラ成ルベク簡單ニ伺ヒ置キタイ

○委員長(服部一三君) ソレデハ皆サン御意見ナケレバ政府ノ御意見ヲ此際……

○政府委員(山縣治郎君) 是ハ如何デアリマセウカ速記ハ止メマシテ懇談トシテハ如何デゴザイマスカ

○委員長(服部一三君) ソレデ差支アリマセヌカ

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ止メテ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

リ這入ルモノト思ヒマス、是ハドウ云フモノデゴザイマスカ

○政府委員(山縣治郎君) 此史蹟ト申シマスレバ動産ハ含マヌヤウデアリマス、矢張り土地等ニ附随シタモノト政府ハ解釋シテ居リマス

○男爵目賀田種太郎君 左様デゴザイマス、今一應伺ヒ置キマス、名勝ノ中ニハ隨分山川ノ如キモノモ入ルダラウト思ヒマス、入りマスデセウカ

○政府委員(山縣治郎君) 左様デゴザイマス

○男爵目賀田種太郎君 其川デゴザイマス、川ノ名勝ト云フモノガ御承知ノ通り幾ラモアルヤウデゴザイマス、例ヘバ大堰川トカ其他歴史ニ關係イタシマス、歌ニ徴シ詩ニ徴シ其他天皇ノ行幸其他ノ來歴ニ依ッテ川ノ名勝ニナッテ居ルノカ幾ラモアル是等ノ保存ノコトハ餘ホド等閑ノヤウニ思ヒマス、其川ガ昨今ハ非常ニ荒レ果テ、或ハ水力電氣其他ノ爲ニ非常ニ荒レ果テ、居ル、例ヘバ京都ノ梶尾ハ紅葉ノ名所ニナッテ、其邊ニ流ル、川ハ名勝ノ基礎トナル一部デアアル、是等モ何カ水力電氣等ノ爲ニ昨今非常ニ荒廢ニ趣カムトシテ居ルト云フコトデアリマス、矢張り川ノ名勝保存ト云フコトハ、無論行ハルベキ方針ヲ執ル、デゴザイマセウカ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、此法案ガ成立イタシマシタナラバ無論川モ保存スルコトニ致シタイト考ヘマス、併シ川ノ保存モ矢張り名勝ト云フ意味カラ法律トシテヤウデ居ルデアリマス、單純ト治水、交通、運輸ト云フヤウナ意味カラデアリマス、此法案ニ依ッテ保存スルコト云フコトハナイガラウト思ヒマス、他ノ目的カラ、治水ノ狀況カラ、又交通運輸ノ爲ニト云フコトガアリマシモ、ソレハ又別事デアリマシテ、此法案ニ依ッテ保存スルノハ所謂名勝ト云フ意味カラ出テ居ルデアアラウト思ヒマス、是ハ何レニシテモ名勝ノ川デアリマスナラバ、其川ハ此法案ニ依ッテ保存サル、モノト考ヘマス

○男爵目賀田種太郎君 私ノ伺ヒマシタノハ、無論ソレハ承知イタシテ居リマス、唯ソレガ餘ホドムツカシイデスナ、例ヘバ隅田川ト申セバ名勝ニハ相違ナイ、所ガ運輸ノ點カラハ今日ハ殆ド名勝ノ效力ガナイヤウデスナ、併シソレハ見方次第デスガ、例ヘバ倫敦ヲ流レル「テムズ」河モ一方ハ運輸ノ便ヲナシテ、其上流ニ行ケバ非常ナ名勝デス、丁度東京ノ隅田川ニ比較シテ宜イヤウナ河デアリマス、運輸部デハ盛ンニ交通ノ用ヲ足シテ居リマス、運輸部以外ノ所ハ矢張り其土地ノ法律デ保護ヲ加ヘテ居リマス、今私ガ例トシテ申上ゲマシタノハ名勝ノ部分ヲ申上ゲタノデアリマス、大堰川ト云ヒ清瀧川ト云ヘバ名勝デス、隅田川ナドハ今日ノ實際ニ於テムツカシイノデアリマス、例ヲ舉ゲルト今ノ隅田川

ノヤウナモノハドウナリマスカ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、法案ノ趣旨其物が、政府ヨリモ提案者ハ能ク御承知ノコト、思ヒマスガ、政府ノ解釋スル所ニ依リマス、サウ云フ事柄ノ爲ニ此法案ガ出來タモノデアアル、即チ鐵道ガ開ケル、川ノ改修ヲヤル等ノ事柄ニ依ッテ名勝ヲ破壞スルト云フコトモアルノデアリマス、併シ又交通運輸ト云フコトモ大事ナコトデアリマシテ、勿論其點モヤラナクテハナラヌ、然ルニ一面名勝ノリ舊蹟ノ保存ト云フコトモナケレバナラヌ、此交通運輸ノ目的ト、名勝舊蹟ヲ保存スルト云フ目的トハ如何ナル範圍、如何ナル界限ニ於テ調和サルベキヤト云フコトハ大變ムツカシイ問題ダト考ヘマス、從ッテ此法律ニ當然附隨シテ起ッテ參リマス調査會ト云フモノガ出來ルト云フ御話デゴザイマス、是ハ内務省ノ考ヘトシテ是非無クテハナラヌモノト考ヘマス、サウ云フ保存調査會等ニ於テ能ク調査ヲ致シマシテ、此點ハ交通運輸ノ爲ニ多少讓ラナクテハナラヌ、此點ハ名勝舊蹟ヲ保存スル爲ニ、交通運輸ト云フ點ノミカラ考ヘタ或る部分ノ設計ヲ直サナケレバナラヌト云フコトハ、能ク調査會デ範圍ナリ、實行方法ナリ、界限ナリヲ能ク調査シテ適當ニヤッテ行クコト考ヘマス

○男爵目賀田種太郎君 今一應伺ヒマス、至極ノ御説ト私モ心得マス、唯ソレヲ伺ヒマス所以ノモノハ、先日米國ノ「サミユル、ヒル」ト云フ人ガ參リマシテ、此人ガ道路ヲ造ッテ、善道ヲ造ッテ云フノデ、善道ノ效能ヲ日本人ニ傳ヘタイト言ッテ參ッタルデアリマス、同時ニ日本ニ入ッテ道路ヲ造ッテ、ソレハ何デアアルカト云フト日本ハ非常ニ名勝ノ多イ所ダ、亞米利加ノ如キ物ヲ構ハヌ所ニ於テ、名勝ヲ構ハズ破壞スルト云フコトハ甚ダイケナイカラ、日本ノ趣意ニ基イテ形勝ハ飽迄モ保存スル、技術ノ方ト歩、合ッテ行ッテ、運輸交通ノ技術上ノ方カラ名勝ニ損害ヲ與ヘ、影響ヲ與ヘルコトハ斷ジテヤラヌト云フ方針ヲ以テ之ヲ行ッタル云フヤウナコトデアリマス、ソレハ日本ノ賜モノデアアル、斯ウ言ッテ參ッタルデアリマス、ソレニ付テ一ツ伺ヒ置キタイコトハ、從來ハ日本ノ道路改修、其他ノサウ云フ工事等ニ於テハ名勝ハ保存スルト云フヤウナコトニ付テ何カ御方針デモアッタモノカ、或ハ訓令デモセラレタモノカ、ソレヲチヨット伺ヒ置キマス

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

○政府委員(山縣治郎君) 御答イタシマス、道路ヲ造ルコトニ於テ名勝ノ點ヲ斯ウ云フ風ニ考ヘロ、或ハ鐵橋ヲ造ル上ニ於テ斯ウ考ヘロト云フヤウナ訓令ハ、從來明文トシテハサウナイヤウデアリマス、併シ大體カラ申シマス史蹟名勝ヲ保存スルガ宜シイ、又史蹟名勝ニ關シテハ能ク地方長官ナドノ指揮ヲ受ケテヤレト云フ古イ太政官ノ達デアリマ

ス、其達ヲ運用スレバ今ノヤウナ場合ニ行ク譯デハアリマス
ガ、併ナガラ其達ハ即チ達デアリマシテ非常ニ不完全ナモノ
テアリマス。現實ノ狀態ニ於テハソレ等ノ點ハ餘リ行シテ居
ラナイヤウデアリマス、即チソレ等ノ點ハ局ニ當ル人ノ考ヘ
テ、多少注意スル人モアリマセウ、又極メテ無頓著ニヤ
テ居ル人モアルト云フヤウナ譯デ、從來ノ實況ニ於テハ是
等ノ保存維持ト云フヤウナコトハ遺憾ノ點ガアルヤウニ
考ヘラレマス。此法案カ出來レバソレ等ノ點ニ付テモ矢張り
效果ノアルコト、考ヘマス。

○委員長(服部一三君) ソレデハ先刻皆サンニ御諮リヲ
致シマシテ通りノ一括シテ議スト云フコトニ致シマス
○政府委員(山縣治郎君) 先刻ノ懇談ハ其結果ガ十分
ニ濟マナカッタヤウデアリマスガ……

○委員長(服部一三君) アレハ懇談ノ結果アナタノ御話
ニナリテ居タコトハ先ヅ今日ハ其儘ニシテ置カウト云フコト
ニ皆様ノ御考ガ決ツタト思ヒマスガ、サウデアリマセヌシタ
カ、サウ思フテ私ハ居タガ、違フテ居ラドウゾ御注意ヲ願ヒ
マス、チヨツト速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(服部一三君) ソレデハ速記ヲ……

○水野鍊太郎君 二條ニ「史蹟名勝天然紀念物ノ調査
ニ關シ必要アルトキハ指定前ト雖」云々トアリマスノデスガ、
此書方ニ依ルト云フト、指定前ハ出來ルガ、指定後ハ斯ウ
云フコトガ出來ヌト云フヤウナ疑ガアルデアリマス、精神ハ
素ヨリ無論出來ルデアルガ、極ク嚴格ニ云フト指定前ノ
コトデケテ指定後ハ出來ヌデアルト云フヤウナ疑ヲ狭ムモ
ノガ或ハ無イコトモナイトハ限ラナイト思ヒマスカラ、之ヲ明
瞭ニスル爲ニ「指定前ト雖」ト云フノヲ「指定前後ヲ問ハス」
ト云フヤウニ書キ改メタ方ガ一層明瞭デアリマスカラ、サウ
云フ風ニ修正シタガ宜イト思ヒマスガ、如何デゴザイマス
○委員長(服部一三君) 皆サン如何デゴザイマス
○三宅秀君 唯今水野君ノ修正説ガ出マシタガ、本員ハ
之ニ賛成イタシマス

○土田萬助君 此御修正ハ「指定前ト雖」ト云フ文字ヲ
御取リニナタラ如何デゴザイマスガ、前後ヲ問ハズト云フコ
トニナレバ此文面モ餘リ諱クナルヤウニモ思ヒマス、調査ニ
關シ其土地、ト云フコトニナレバ總テ指定スベキモノモ指定
スベカラザルモノモ所謂調査スベキ其土地ト云フコトニナリ
マスカラ、却テ指定ノ前後ヲ問ハズト云フコトニ直スヨリモ、
此「指定前ト雖」ト云フ五字ヲ削リマシタラ如何ナモノデゴ
ザイマセウカ、チヨツト水野サンニ御諮リ致シマスガ……

○水野鍊太郎君 土田君ノ云ハル、ヤウナコトデモ分ルカ
モ知レマセウガ、此史蹟名勝天然紀念物保存法ト云フハ内

務大臣ヨリ指定シテ始メテ本法ヲ適用スベキ史蹟名勝天
然紀念物ニナルデアリマスカラ、唯單純ニ「指定前ト雖」ト
云フ字ヲ削リマスト云フト其範圍ガ明瞭ニナラナイデス
ラシテ、指定ノ有ルト無イトヲ問ハナイデス史蹟名勝天然紀
念物ノ調査ニ付テ、斯ウ云フ風ニシテ置クト云フト一層明
瞭デアルト云フデアリマシテ、「指定前ト雖」ト云フ字ヲ削
ルデケデモ宜イカモ知レマセヌケレドモ、寧ロ明瞭ニナル方
宜イト云フコトニナレバ「指定前後ヲ問ハス」ト云ツタ方ガ宜
カラウト云フ考ヘデアリマス

○土田萬助君 此史蹟名勝天然紀念物調査ト云フモノ
ハ、指定スベキ箇所ヲ調査スル、必ズ指定スベカラザルモノ
ハ調査ノ範圍ニ這入ラナイ、ソレデハ史蹟名勝天然紀念物ノ
調査スベキ土地ト云フト、例ヘバ何箇所モアリマス、ソレハ
調査ノ上ニ始メテ指定地ト定ムルモノト思ヒマスカラ、先ヅ
以テ調査スル、或ル土地ヲ調査シテ、又或ル土地ヲ調査ス
ルト云フコトデアレバ、未定ノモノヲ調査スルデアリマス
ラ、却テ私ノ考ハ指定前後ト云フノハ如何ナモノカト思ヒ
マス

○水野鍊太郎君 是ハ政府委員ニ伺ヒマスガ如何デスカ、
「指定前ト雖」ト云フ文字ヲ單純ニ消シテ仕舞フノ「指定
前後ヲ問ハス」ト云フコトニ變ヘルノハ法文ノ適用上下シ
ナモノデアリマスガ、要スルニ趣旨ハモウ皆分ッテ居リマスガ、
唯法文ノ上ヲ明瞭ニシテ置クガ宜カラウト云フ懸念カラ出
タノニ他ナラナイ、詰リ書キ方ノ問題ニナルデアリマス

○政府委員(山縣治郎君) 政府ノ考トシテハ矢張り其方
ガ宜イト思ヒマス、ソレデアリマセヌト云フト、本法ヲ適用ス
ベキ史蹟名勝天然紀念物ハ內務大臣之ヲ指定スト云フノ
デアリマスカラ、第二條以下ハ總テ指定シタルモノノミニ適
用サレルト云フ誤解ガ起ルト思ヒマス、若シ何等「指定前後
ヲ問ハス」ト云フ文字ガナイト云フト、サウ解釋スルガ至當
デアルト云フ論ガアルトカ、ソコニ疑ガアルト思ヒマス、「指定
前ト雖」ト云フ書イテアルト指定後ハ勿論ト云フコトニナリマス
ガ、ソコヲ明瞭ニスル爲ニハ「指定前後ヲ問ハス」トスル方ガ
必要デラウト思ヒマス、而シテソレヲ書イタ方ガ一層明瞭デ
アリマスカラ、水野サンカラ御發議ニナタタ方ガ宜カラウト思
ヒマス

○子爵大給近孝君 私ハ今政府委員ノ御説明モアツタヤ
ウニ思ヒマスガ、指定前ト雖ト云ヘバ後ハ無論含ンデ居ル
意味ニナルト思ヒマスガ、假ニ前後ヲ問ハズト云フコトヲ入
レタ方ガ分リ易イト云フコトデアリマスカラ、ソレモ宜カラウ
ト思ヒマス

○委員長(服部一三君) 土田君モソレデ宜シウゴザイマ
スカ

○土田萬助君 ソレデ宜シウゴザイマス
○委員長(服部一三君) 皆サンソレニ一致デゴザイマス
ラ、全會一致デ水野サンノ御修正通り決シマス……ソレカラ
政府委員デアリマセヌケレドモ農商務省ノ方ガ之ニ付テ意
見ガアルサウデゴザイマスカラ、如何デゴザイマセウ、ソレヲ聽
キマセウカ、ドウデゴザイマスガ

○水野鍊太郎君 御聽キニナタラ如何デス

○委員長(服部一三君) ソレデヤドウゾ……

○説明員(佐々木茂枝君) 私ハ農商務省ノ山林局ニ居
リマス佐々木ト云フモノデゴザイマスガ、御參考マデニ、此名
勝天然紀念物ノコトニ關シマシテハ森林法ニ保安林ノ規
定ガアリマシテ、其保安林ノ社寺名勝舊蹟ノ爲ニ森林ヲ保
安林ニ編入スルコトガ出來ルト云フ規則ガアリマシテ、ソ
レヲ適用シマシテ、例ヘバ嵐山トカ或ハ耶馬溪トカ、高知ノ浦
戸灣デアルトカ、斯ウ云フ所ヲ此法文ノ適用ニ依ッテ編入シ
テ、大正五年末デ約二萬五千町歩保安林ニ入レテ、箇所
ハ七千箇所ヲ算シテ居リマス、之ヲ保安林ニ入レテ知事ガ
十分監督シテ居リマスデアリマス、是ハ無論森林ダケニ
限タムノデ、之ニ對スル補償金デアリマスガ禁伐、一切ノ
使用、收益ヲ禁ジマシタルノハ補償金ヲ與ヘテ居リマスガ、サ
ウデアリ相當ノ使用收益ヲ認メテ居ルモノ、即チ木ガ千本ア
ルナラバ其中ノ百分ノ一ダケハ任意ニ伐ッテ、其後ハ直チニ
植エテ又植林シテ行ケバ山ノ形ハ少シモ變リマセヌカラ使
用、收益ヲ制限スルニ止メテ行クト云フノデ、全然補償金
ヲヤッテ居リマセヌ、保安林ハ出雲ノ大社ノ周圍其他史蹟
斯ウ云フモノヲ保安林ニ入レテ政府ガ毎年補償金ヲ支出
シテ居リマス、ソレデハ現在此保安林ハ風致林バカリデナク
テ、治水其他各般ノ必要ニ基イテ、全國デ約百萬町歩ノ保
安林ガゴザイマス、是ハ山ノ狀態ガ荒廢シナイヤウニ、今申
シマシタヤウニ百分ノ一ダケ伐ッテ、アトハ植エルト云フコト
ニ致シマスレバ、全然山ノ狀態ハ良イ狀態ヲ續ケマス、斯ウ
云フモノガ約百萬町歩ゴザイマスガ、サウ云フモノニ對シテ
ハ山主ハ多少ノ制限ヲ受ケルケレドモ、山ノ收益トシテハ十
分ダト云フ見地ノ下ニ一文モ金ハ拂ハナイデアリマス、唯
使用收益ヲ禁ジマシタルモノニ補償金ヲヤッテ居リマスガ、此
場合デモ禁止シタルモノノ今ノ制限シタルモノニ引直シマシテ、
其產額ノ金ハ結局其人ハ特ニソレダケヲ損スルト云フコト
デ、其金ヲ見積リマシテ、ソレヲ元ニシマシテ年五朱ダケヲ
毎年拂ッテ居リマス、丁度此四條ノ禁止又ハ制限ト云フコ
トニ對シテ、第二項デ政府ガ之ヲ補償サレルト云フコトニ
ナッテ居リマスガ、禁止ノ方ハ今申シタルモノト大シク懸隔ハ
ナイモノト思ヒマスガ、若シ制限ノ方ニ金ヲ渡サレルト云フ
コトニナリマスルト、森林法デ元編入シテ居リマス所ノ、現

出席者左ノ如シ

委員長 服部 一三君
副委員長 子爵大給 近孝君
委員

岡田 良平君

水野 鍊太郎君

三宅 秀君

土田 萬助君

委員外議員 男爵目賀田種太郎君

內務大臣 床次 竹二郎君

內務省參事官 山縣 治郎君

農商務省參事官 佐々木 茂枝君

國務大臣
政府委員
説明員

大正八年四月八日印刷

大正八年四月九日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局